

ごみ出しの分別ルール

家庭で不要となった「ごみ」の処分は「有料」です。

ごみは
「長さが30cm以内、
厚さ3cm以内」の
燃えるものですか？

はい

可燃ごみ

町指定ごみ袋

黄色



生ごみ、
紙くずなど

いいえ

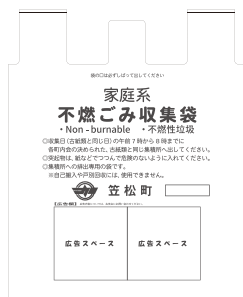
45リットルの袋に入れて
口をしっかりと結ぶことが
できますか？

できる

不燃ごみ

町指定ごみ袋

透明



傘(日傘、雨傘)は
唯一の例外で
はみ出しOKです。

金属製品、ガラス製品、
陶器類、家電製品など

燃える素材の製品も
OKです。

できない

粗大ごみ 【完全予約制】

不燃ごみも回収できます。
(町指定ごみ袋は不要)

町で対応できる点数・重さ

- ・ 1点あたり20キログラムまで(1人で動かせる重さ)
- ・ 合計10点、100キログラムまで(小袋は10袋程度)

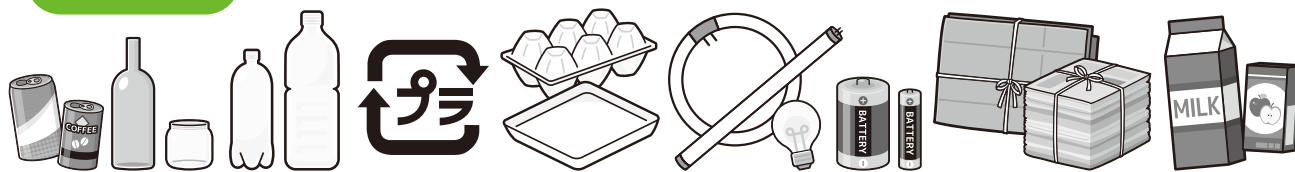
予定日の1週間前までに粗大ごみ受付センターへ「ウェブ」または「電話」予約が必要です。
受付後、3営業日以内に受付センターより、自己搬入や戸別収集日を連絡します。
※予約できるのは、毎月1回で、自己搬入または戸別収集のどちらか一方です。

町で収集できないごみ

専門業者や町の許可業者へ依頼(有料)してください。

- ・ 重いごみや大量ごみ、処理困難物
建築廃材(畳、レンガ、コンクリート製品、土、石、石膏ボードなど)
危険物(バッテリー、消火器、灯油、廃油など)
その他(液体、タイヤ、中身の残っているペンキやスプレー缶)
- ・ 家電リサイクル法対象家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- ・ 事業活動に伴って出るごみ

資源ごみ



資源ごみ(11品目23分別)の大原則!

- ・汚れていないもの(残渣がないもの) ⇒ 素手で触れるもの
- ・におわないもの(臭くないもの) ⇒ ほぼ無臭であるもの

汚れているもの、においがあるものは「ごみ」です。
ごみ出しの分別ルールにより
「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ」で出してください。

混ぜれば「ごみ」
分ければ「資源」
ごみの分別に
ご協力をお願いします。



よくあるお問い合わせ

カンやビンの 金属製のキャップ(ふた)は?	「不燃ごみ」です。 ※キャップもOKだった頃に中身入りで出されるルール違反が 多く発生したため、このルールが作られました。
割れてしまったビンや蛍光灯は?	「不燃ごみ」です。 ※ガラス製品(コップ、皿、哺乳瓶)も不燃ごみです。
緑ごみの土や実がついたもの、 トゲがあるものは?	「可燃ごみ」または「粗大ごみ」です。 ※出すときは、土はできるだけ落としてください。

詳しくは、家庭ごみハンドブックを
ご覧ください。

「資源ごみ」の回収は「無料」だから
家計のためにも!ごみ分別!



不要品をごみとして出す前に、売却してリユースしませんか?

町は、不要品の一括査定ウェブサイト **おいくら?** を運営する、株式会社マーケットエンタープライズと「連携協定」を締結しています。

不要品を売りたい時は、**おいくら?** をご利用ください。自宅に訪問する出張買取も可能です。



▲査定の申込は
こちらから
(笠松町×おいくら連携ページ)